## 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、監査を執行し

たので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和七年十一月二十五日

広島県監査委員 福 森

同

田前知川

基 家 弘 忠

智

同 同

三 門

利 江 子